

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 省令第89条第4項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所に対する第1項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないことなどにより障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所、多機能型生活訓練事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。次条において同じ。）の利用定員は、1人以上とすることができる。

（職員）

第21条 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、条例第38条第5項、第51条第5項及び第6項、第58条第5項、第61条第5項及び第6項並びに第71条第5項（条例第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 2 条例第38条第6項、第51条第7項、第58条第6項、第61条第7項及び第71条第6項（条例第83条において準用する場合を含む。）並びにこの規則第5条第1項第4号、第6条第1項第3号、第10条第1項第4号、第11条第1項第4号及び第15条第1項第3号（第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものに置くべきサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 条例第38条第5項、第51条第5項及び第6項、第58条第5項並びに第83条において準用する条例第71条第5項並びにこの規則第

5条第1項第3号のエ、第6条第1項第2号のイ及びエ、第10条第1項第2号並びに第19条において準用する第15条第1項第2号の規定にかかわらず、前条第4項後段の規定によりその利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所に置くべき生活支援員の数は、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- (1) 生活介護、機能訓練及び生活訓練の利用者
- (2) 就労継続支援B型の利用者
- （設備）

第22条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さない場合には、当該多機能型事業所において一体的に行う事業のうち一のものに係る設備を当該事業のうち他のものの設備と兼用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 省令附則第4条第1項に規定する精神障害者生活訓練施設について第9条第1項第5号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1人」とあるのは、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）附則第3条の適用を受けるもの以外のものについては「2人以下」と、同条の適用を受けるものについては「4人以下」と、同号のイ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（従業者）

第2条 指定障害者支援施設の従業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第16号。以下「障害者支援施設基準条例施行規則」とい

う。)第4条の規定を準用する。この場合において、同条第2項(第6号を除く。)中「職員」とあるのは「従業者」と、同項中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第1号を除く。)に掲げる」と、同項第6号中「職員」とあるのは「従業者(管理者を含む。)」と、同条第4項中「職員(施設長を除く。)」とあるのは「従業者」と、同条第5項中「をいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする」とあるのは「をいう」と、同条第6項中「をいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする」とあるのは「をいう」と、同条第7項中「職員(施設長、)」とあるのは「従業者(」と読み替えるものとする。

2 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。次条において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。次条において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次条において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号。次条において「指定障害児入所施設基準条例」という。)第4条及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号。以下「指定障害児入所施設基準条例施行規則」という。)第2条に定める従業者に関する基準を満たすことをもって、条例第24条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第63号。次条及び第5条において「障害者支援施設基準条例」という。)第11条(第8項を除く。)並びに前項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第4条第2項第2号及び第11号に定める従業者の員数の基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第3条 指定障害者支援施設の設備については、障害者支援施設基準条例施行規則第3条の規定を準用する。

2 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設基準条例第5条及び指定障害児入所施設基準条例施行規則第3条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、条例第24条において準用する障害者支援施設基準条例第10条(第1項ただし書を除く。)及び前項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(条例第11条第2項ただし書の規則で定める支払)

第4条 条例第11条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第5条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。))

第2条第13号に規定する利用者負担額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、条例第14条第1項に規定する法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額(省令第2条第12号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。)の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに定めるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 機能訓練(障害者支援施設基準条例第11条第1項第5号に規定する機能訓練をいう。以下この条において同じ。)、生活訓練(同項第6号に規定する生活訓練をいう。以下この条において同じ。)、就労移行支援又は就労継続支援B型(障害者支援施設基準条例第2条第1項第3号に規定する就労継続支援B型をいう。以下この条において同じ。)を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに定めるもののほか、機能訓練、生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 省令第19条第3項第3号のロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに定めるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負

担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号のア、第2号のア及び第3号のアの費用の取扱い等については、省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払いをした支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 条例第12条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に定める費用とする。

(準用)

第6条 障害者支援施設基準条例施行規則第5条及び第6条並びに附則第2項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、障害者支援施設基準条例施行規則第5条中「条例第24条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する条例第24条第1項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第6条中「条例第34条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第34条」と、同条第1項中「省令第33条の2」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2」と、障害者支援施設基準条例施行規則附則第2項中「条例附則第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例附則第2項」と、「省令附則第15条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）」とあるのは「附則第2項に規定する指定身体障害者療護施設」と、「同条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定特定身体障害者授産施設」と、「同条に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定知的障害者更生施設」と、「同条に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定特定知的障害者授産施設」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成18年10月1日前から引き続き存する省令附則第17条第1項に規定する指定身体障害者療護施設（附則第7項において「指定身体障害者療護施設」という。）、省令附則第15条に規定する指定特定身体障害者授産施設（次項及び附則第5項において「指定特定身体障害者授産施設」という。）、同条に規定する指定知的障害者更生施設（以下「指定知的障害者更生施設」という。）又は同条に規定する指定特定知的障害者授産施設（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。次項並びに附則第5項第1号、第6項及び第7項において同じ。）について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合には、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、

「6.6平方メートル」とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設であって障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下この項において「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合には、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 4 平成24年4月1日前から引き続き存する省令附則第17条の2に規定する旧指定知的障害児施設等であって同日以後指定障害者支援施設になるもの（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物（指定障害者支援施設になった後に増築、改築等により建物の構造を変更した部分を除く。次項第2号及び附則第8項において同じ。）について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合には、当分の間、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。
- 5 次に掲げる施設については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号のキの規定は、適用しない。
- (1) 平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物
- (2) 旧指定知的障害児施設等において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物
- 6 平成18年10月1日前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号の規定を適用する場合には、同号のア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 7 平成18年10月1日前から引き続き存する指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号のイの規定は、適用しない。
- 8 旧指定知的障害児施設等において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号の規定は、適用しない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第63号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(設備)

第3条 条例第10条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
 - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室 次に定める基準
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂 次に定める基準
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下 次に定める基準

ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(職員)

第4条 条例第11条第1項第3号の施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。)第11条第1項第2号のイの(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

2 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数その他の配置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設長の数は、1とすること。

(2) 生活介護を提供する場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。

ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

(7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法(障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とすること。

a 次の(a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分(省令第11条第1項第2号のイの(2)の(一)の(イ)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下この条において同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数

(a) 平均障害程度区分が4未満 利用者(省令第11条第1項第2号のイの(2)の(一)の(イ)の(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除した数

(b) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(c) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

b aの(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。
- (エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
- ウ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (3) 機能訓練(条例第11条第1項第5号に規定する機能訓練をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準
- (7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
- (4) 看護職員の数は、1以上とすること。
- (ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
- (エ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に掲げる数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 障害者支援施設が、障害者支援施設における機能訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することによる機能訓練(以下この条において「訪問による機能訓練」という。)を提供する場合は、前号に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
- (5) 生活訓練(条例第11条第1項第6号に規定する生活訓練をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (6) 生活訓練を提供する場合で健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置くときにおける生活支援員及び看護職員の員数の基準は、前号のアの規定にかかわらず、次に定める基準とすること。
- ア 生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
- イ 生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とすること。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合には、看護職員を置かないことができる。
- (7) 障害者支援施設が、障害者支援施設における生活訓練に併せ

- て、利用者の居宅を訪問することによる生活訓練(以下この条において「訪問による生活訓練」という。)を提供する場合は、第5号及び前号に定める員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
- (8) 就労移行支援を提供する場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。
- ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
- (7) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
- (4) 職業指導員の数は、1以上とすること。
- (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- ウ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (9) 前号の規定にかかわらず、認定障害者支援施設(条例第10条第2項に規定する認定障害者支援施設をいう。第7項において同じ。)が就労移行支援を提供する場合に置くべき職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
- (7) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
- (4) 職業指導員の数は、1以上とすること。
- (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (10) 就労継続支援B型を提供する場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。
- ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
- (7) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
- (4) 職業指導員の数は、1以上とすること。
- (ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。
- イ サービス管理責任者 次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数
- (7) 利用者の数が60以下 1以上
- (4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (11) 施設入所支援を提供する場合の職員の員数の基準は、次に定める基準とすること。
- ア 生活支援員の数は、施設入所支援の単位ごとに、次の(7)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数とすること。ただし、機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令

第11条第1項第7号のイの(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみ施設入所支援を提供する場合における当該施設入所支援の単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすること。

(7) 利用者の数が60以下 1以上

(4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ サービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービス（条例第6条第4号に規定する昼間実施サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものであること。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

4 第2項の障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項第2号のイ及び前項の生活介護の単位は、生活介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

6 第2項第11号のア及び第4項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

7 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設については、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、条例第11条第3項、第4項、第5項（認定障害者支援施設に係る場合を除く。）及び第6項の規定にかかわらず、昼間実施サービスを提供する場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 複数の昼間実施サービスを提供する障害者支援施設は、条例第11条第7項並びにこの条第2項第2号のウ、第3号のイ、第5号のイ、第8号のウ、第9号のイ及び第10号のイの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
（就労継続支援B型の工賃）

第5条 就労継続支援B型の提供に当たり、条例第24条第1項の規定によりそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第6条 条例第34条の規則で定める給付金は、利用者に係る省令第33条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第34条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第2項の規則で定める身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設は、省令附則第15条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）及び同条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）並びに同条に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）及び同条に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）とする。

3 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設であって障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下この項において「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。次項において「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）附則第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者療護施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

6 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第2号のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

- 7 平成18年10月1日前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第8号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 8 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第8号のイの規定は、適用しない。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第64号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第10条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(従業者)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
(1) 施設長 1
(2) 指導員 2以上

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第65号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 居室 次に定める基準
ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする事。
イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室及び便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じた適当な広さを有すること。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

障害者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第19号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 児童発達支援(第2条-第7条)
- 第3章 医療型児童発達支援(第8条-第12条)
- 第4章 放課後等デイサービス(第13条-第15条)
- 第5章 保育所等訪問支援(第16条-第18条)
- 第6章 多機能型事業所に関する特例(第19条-第21条)
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 児童発達支援

(従業者の員数等)

第2条 条例第5条第3項の規定により定める児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所(同条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援(条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10以下 2以上

イ 障害児の数が10超 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者(条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上

2 指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員(条例第5条第1項第3号に規定する機能訓練担当職員をいう。以下同じ。)が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合における当該機能訓練担当職員の数を含めることができる。

3 条例第5条第3項の規定により定める主として重症心身障害児(条例第5条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員(条例第5条第2項第3号に規定する児童指導員をいう。次条及び第8条第2号において同じ。)又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

第3条 条例第6条第4項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士 次に定める基準

ア 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすること。

イ 児童指導員は、1以上とすること。

ウ 保育士は、1以上とすること。

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第4項の規定により定める主として難聴児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、第1項に定める基準及び次の各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

3 条例第6条第4項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、第1項に定める基準及び次の各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

(1) 看護師 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

4 児童指導員及び保育士の総数には、条例第6条第1項から第3項までの規定により置くべき機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護師の数を含めることができるものとする。

5 条例第6条第5項の規則で定める場合は、指定児童発達支援の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、当該指定児童発達支援の単位における指定児童発達支援の提供とする。

6 第1項第2号のア、第2項第1号及び前項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第4条 条例第10条第3項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 指導訓練室 次に定める基準

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

2 前項に定める基準は、主として難聴児を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる同項の指定児童発達支援事業所には適用しない。

(条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第5条 条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第6条 指定児童発達支援事業者(条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額(省令第2条第4号に規定する指定通所支援費用基準額をいう。以下同じ。)の支払を受